

建設水道常任委員会

平成17年9月9日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎飯高 昭二	○中川 靖広	浅井 正八
小野 隆雄	吉川 勝義	中西議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 長 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
都市建設部長	藤本 宗司	建 設 課 長	堤 和雄
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	観 光 産 業 課 長	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	同 課 長 補 佐	角井 敏文
都市整備課長	藤川 岳志	都 市 整 備 課 参 事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	佃田 眞規	同 課 長 補 佐	井上 貴至
上下水道部長	池田 善紀	上 水 道 課 長	水田 美文
同 課 長 補 佐	勝眞 基好	同 課 長 補 佐	井上 究
下 水 道 課 長	谷口 裕司	同 課 長 補 佐	上田 俊雄

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 小野委員、吉川委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、建設水道常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、小野委員、吉川委員のお二人を指名いたします。
よろしく申し上げます。

委員長 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。
初めに、本会議からの付託議案についてであります。
（1）議案第46号、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。
藤川都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、まず、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

都市整備
課長 条例及び新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。条例の要旨について説明をさせていただきます。要旨について朗読させていただきます。

(要旨朗読)

都市整備課長 以上、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

委員長 よろしいでしょうか。ちょっと私の方から一点お願いです。
最近、あの公園の黒松の木の下というんですか、雑草がかなり生えている状態になっているんですけども、どの程度で除去されるのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

都市整備課長 委員長おっしゃっていただいております、雑草なんですけれども、南大門の真正面の回廊部分ですね、あそこの、非常に草が目立ってきてる状況でございます。現在、管理協定等、郡山土木事務所と調整中でございますけれども、雑草につきましても郡山土木と、雑草の除草につきまして、今現在協議を進めておりまして、現時点で除草の時期は明確になっておりませんが、県と協議中でございます。

委員長 それとですね、公園に黒松とアラカシですか、ツゲとか、など植樹されてるという事で、この、アラカシというのは、どんぐりの木という事ですね。どういう規定で植樹されているのか、規定があるのか、景観に対して適切な樹木なのか、という事をお聞きしたいと思います。

都市整備課長 アラカシでございますが、一般的に生垣によく利用されている樹木という事で、西側広場が暫定で整備されているんですが、その時点で、やるという事でカシノキをされているという事でございまして、今回、東側広場につきましても、左右対称ということで計画を進めてまして、アラカシを利用されている。ただ、おっしゃるように規定というのは、

特にございませぬ。

委員長 分かりました。

中川委員 この条例のことじゃないんですが、公園、広場の出入り口の事で、三町自治会の太鼓台の出入りがしにくい、できない状態や、という事を前に聞いてんけどね、やっぱりふるさと秋祭りも参加してもらうことから、出入りできなかつたら、参加できませんからね。その入口は改良というのか、出入りできるように変更してもうてますの。

都市整備課長 今、委員おっしゃっていただいております入口なんですけれども、一応、以前の、改良前の幅よりも広くはなっているんですが、実際問題、出にくい、という風な事も三町自治会の方からご指摘いただきました。計画幅としてはそのままなんです、現地で模型ですね、組んで三町の方々に出し入れをしていただいて、という事で、今現状、出入りができるような形態にはなって、横に駐在所があるんですが、その駐在所の、車の駐車場が2台、駐車スペースがあります。西側の駐車スペースについては、祭り当日は置かないという事で、西和警察と調整をできておまして、1台なくなる事によって、よりスムーズに出入りができるという事で、三町の方にも一定の了解をいただいているというところなんです。

委員長 他にございませぬでしょうか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として可決することにご異議ございませぬか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第46号については当委員会とし

て満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（２）議案第５０号、平成１７年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第５０号、平成１７年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明させていただきます。まず初めに議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

下水道課長 継続費の補正でございます。恐れ入ります、２ページをお開きいただけますでしょうか。第１款公共下水道費、第２項下水道新設改良費、事業名、公共下水道事業（龍田北汚水幹線２工区）。まず、補正前でございます。総額７億円、平成１７年度年割額５億円、平成１８年度年割額２億円。次に補正後でございます。総額７億円、平成１７年度年割額４億円、平成１８年度年割額３億円でございます。これは、龍田北汚水幹線２工区の工事に伴い、設定いたしております、継続費について、総額はそのままで、年割額の変更をお願いするものでございます。それでは、恐れ入ります、１ページにお戻りいただけますでしょうか。朗読をもって平成１７年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてのご説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

下水道課長 以上、簡単ではございますが、平成１７年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

中川委員 これ、補正前は17年度で5億円分の工事を発注するという予定で
こういう、それが17年度というのは来年の3月いっぱいまでですよ
ね。これはもう4億しかできないという見込がたつてると。

下水道課
長 今、委員ご指摘いただきましたとおりでございます。

小野委員 関連してなんですけど、前回、契約の変更もされた推進工事なんです
けど、色々な事があるようなので、今回も今、中川委員がおっしゃって
いるとおりで、4億円しかできないというのは、施工計画の上で4億
しかできないという事で判断したらいいのか。それが、4億、17年
度はできたと、工事の出来高という、そしたらよろしいねんけど、今
度の18年度の時に3億円ができなくなってくる可能性とか、これは
やってみやな、推進、難しさもあるねんけど、そういう事での振り分
けをしてるのか、ただ単に延長とか、場所の事によってとか、日程の
事で4億しかできないというように判断されているのか、その点はど
うなんですかね。

下水道課
長 現在、これにつきましては、施工計画、事前に工程表等、我々の方、
発注にあたりまして、作成する中で、17年度における工事工程、及
び18年度に及びます工事工程について精査した結果、3億、4億と
いうような形で振分をさせていただいたというような事でございます
のでよろしく願いいたします。

小野委員 事前の委員会、ちょっと語弊があるんですけどね、その時、何か発
注の時期の遅れ等でなったという事も聞いているんですけど、その時で
したら、例えばですよ、この工事、発注が、できたとしたら、ここま
でいけたんだという解釈で聞いてたと思うんですけど、こういう具合に
補正を出してくるといというのは、あまり私は仕方ないから、では済まな

いのかなと思うんですが、計画自体が、やはり2ヵ年計画で、単品だったらよろしいけど、公共下水道という、全体の計画に少し影響出のかなと感じられるんですが、その点大丈夫ですか。

下水道課長 全体的な工程、他の工事の関連ですけれども、それらにつきまして、影響は出ないという認識をもっておりますので、よろしくお願ひします。

小野委員 色々な計画のもとで行ってきかれておられるんですが、どうしても、ちょっと、遅れ気味になっているんじゃないかなとか、また、補助金の問題で目標年次に、なかなか進まないんじゃないかなという事も考えられますので、補正で、やりくりしてるというか、割振を変えたというだけの認識でしたらちょっとまずいと思いますので、今後こういう事を認めていかなければ出来ない事もありますし、今後気を付けていただきたい、最初に割り振ったのを、簡単に変えていくという事に対して、ちょっと不満がありますので、それは取り越し苦労で済むように頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

委員長 他にございませんか。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第50号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第52号、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。水田上水道課長。

上水道課長 それでは、平成17年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

上下水道部長 今回の補正につきましては、管路近代化国庫補助金として、塩化ビニール管の管路更新事業に対する新規要望が採択されたことにより、国庫補助金984万6,000円を増額補正するものであります。なお、補助率は3分の1でございます。それでは、補正予算書の3ページをお願いします。資本的収入で、第1款資本的収入、第2項補助金、第1目国庫補助金984万6,000円を増額補正でございます。それでは1ページをお願いします。朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

上下水道部長 以上、説明とさせていただきます、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第52号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第53号、平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、議案第53号、平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について説明させていただきます。まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

下水道課長 続きまして、2枚目を朗読させていただきます。よろしくお願いたします。

(朗 読)

下水道課長 それでは、概要でございます。去る8月10日に郵便による制限付一般競争入札を執行いたしました結果、奈良市高天町38番地の3、株式会社奥村組奈良営業所が落札し、6億7,515万円で契約の議決をお願いするものでございます。添付しております付近見取図をご覧いただけますでしょうか。まず、工事の概要でございますが、龍田2丁目、町道101号線、龍田神社西詰より、通称猫坂を経まして、国道25号線を縦断し、龍田大橋手前を町道109号線に北上し、龍田4丁目地内、河藪橋の南側までの区間でございます。施工の規模及び工法でございますが、口径内径1メートルのミニシールド工で、延長884メートルを施工する工事でございます。工事期間につきましては、議会の議決後553日を予定しており、平成19年3月28日の竣工を予定しております。

以上、簡単ではございますが、議案第53号、平成17年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り何とぞ原案どおりご承認いただけますようよろしくお願いいたします。以上です。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 工事の時間帯と安全対策について、どう考えておられるのかお聞かせ願いたい。

下水道課長 基本的には昼間工事、午前9時から夕方5時までという工程で考えております。そして、国道部分、一部、地盤改良する部分がございますので、その間につきましては、夜間施工とし、片側交互通行で規制をかけて施工する予定でございます。そして、安全対策でございますが、常にガードマンを設置しまして、もちろんこの龍田の街道につきましては、通学路にもなっておりますので、それらに十分配慮し、万全を期していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

吉川委員 時間帯守っていただくのとですね、特に国道部分については、夜間も大きな車が通りますので、安全対策には万全を期していただきたいという事を要望して終了します。

小野委員 2点ほどお聞きしたいんですが、最近郵便による入札という事で、されているんですけど、その郵便による入札のねらいというのか、メリットというんですか、本来でしたら業者が全部赴いて入札すると、そして、その前で開示、開けてみる。業者の目の前で開けて、それで最低という事で決定していただく。郵便による入札をあえてされている理由というんですか、狙い、それはどういう事なんですか。

助 役 結論的に申しますと、いわゆる談合の防止という事でございます。

透明性を確保。やはり、郵便入札になりますと多数の参加者が申込によって、その条件の範囲内で入札をされるという事で、各会社が独自で考えられるという、会合してやると、入札箱に直接投函するということがない。そういう事から考えたら談合防止という事が言えるのではないかと、このように考えます。そうするために、郵便による入札を、町としては実施をしているという事でご理解願いたいと思います。

小野委員　できるだけ集まるのを、集まる機会をなくそう、という配慮から郵便で、という事かなと思うんですが、昔やったら伝達方法がなかなかない、もし仮に、そういう、話し合いというんですか、そういう事が行われるとしたら、郵便であってもその当日、入札に参加、こちらへ赴くというようにしても、私は何ら変わりはないように思うんですよ。こういう事言ったらちょっと語弊ありますけど、もし、連絡とろうと思ったら、何も一箇所に集まっての、そういうのがなかったも、今でしたらいろんな手段もありますし、だから、あえてなぜ郵便にするのかなと、ものすごく疑問があったんです。それより、郵便という事でこういう事は絶対ない事ですが、郵便で出してきた時に開封される、その時はもう、業者から手が離れてますので、いつ開けられるのか、他の、こういう事は絶対あり得んことやけど、そこの疑惑が感じられるように思うんです。郵便で当然、配達証明か何かついたやつで、こちらへ、確実に発注者側へ届くようになった、そういう事でやっておられると思いますけど、あえて私は郵便による入札という事が、今、助役さんがおっしゃるような、透明性の確保、より透明性を確保するという事にはあんまりあたらないように思いますが、最近多いと思いますが、意見として。郵便による入札という事は、業者にとっては確かに楽ですよ、こちらまで来る必要ないし。だけど、いつ、入札が行われたんかな、という事が、また、見た目にはあると思います。そういう見方もあるという事で意見として申し上げておきます。それとね、ここで言ったらいいのかどうかわからん、あとの継続審査のところで話するのがいいのかなと思いますが、ミニシールドやったら、前回

に工期延長を出された、ああいう特殊な変更を出す必要は、土質のね、調査の甘さと言ったら失礼やけど、それによって前回、工期延長の、工期延長というんですか、請負契約の変更というの出ましたけど、ミニシールド工法やったら前のと基本的に違うからそれらは、口径も大きい事やし、確率は低いと考えておいてもいいんですか、その点だけ。

下水道課長 委員おっしゃってますとおり、この区域につきましては、互層、要するに通常の礫粘土層から岩盤に変わる層もございます。そうした事から今現在ミニシールド工法を検討し、途中でも切刃を交換できるというような工法を選定いたしておりますので、前回のような心配はないと、そういう認識をもっておりますのでよろしく願いいたします。

小野委員 前回の件、教訓にすればどうもないという事で、今、課長が答弁されたように、調査の段階で岩盤に変わってくところがあるという事を掴んでいるからこういう工法、いう事で理解して、安全に、吉川委員がおっしゃってますように、安全等遵守という事で是非そのままやっていていただきたいという事で終わっておきます。

委員長 他にございませんか。

浅井委員 郵便入札という事で、他町でもこういう事はやっておられるんですか。

助 役 最近、郵便入札とか電子入札、そういう方式を採られる入札制度が多いです。先ほど小野委員の質問に対しても申し上げましたように、談合の防止というのが一番という中でやっておられる所が多くなりました。

委員長 他にございませんでしょうか。
これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第53号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第55号、訴えの提起についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。堤建設課長。

建設課長 議案第55号、訴えの提起についてであります。まず始めに議案書の朗読をいたします。

(議案書朗読)

建設課長 次のページをご覧いただきたいと思います。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(朗 読)

建設課長 それでは、参考につけております次のページをご覧いただきたいと思います。この分については、阿波2丁目地内の○印をしております。その中で太く実線でしている道路の部分でございます。次に、次のページとして同じく参考資料としてつけさせていただいております内容について説明をしていきたいという風に思います。

はじめに、阿波2丁目地内の宅地造成は、昭和40年代に始まりまして、その後分譲され、昭和50年代には現在の状況となっております。ただし、道路区分につきましては、個人または会社が所有され、私道との位置づけで周辺の住民の方が利用されてきました。28番1の経緯についての説明の前に、まずその前に自治会及び協議会の動きにつ

きまして、先にご説明していききたいという風に思います。

平成14年11月17日に駅前東自治会から公共下水道事業及び自治会内の私道の取扱いについて、町に対しまして出前講座の依頼がございました。その中で私道についての整理要望がありまして、公道にするには、現況の底地を寄付行為として受ける事ができれば可能であるとの説明を行いました。そうした中で、地元としては道路につきまして、解決に向けて努力することでありました。その後平成15年2月15日に自治会の臨時総会が開催されまして、道路問題の解決に向けて自治会協議会を発足されました。所有者との交渉する中、寄付はできないが、一定の価格をもって売却に応じるとの事であり、協議会役員会及び平成15年11月23日には協議会総会で道路敷地を買収する事を決定されました。対象とされる道路敷地についての物件は2件でありました。再三交渉される中で、平成15年12月17日に所有者との交渉がまとまり、売買契約の締結を結ばれましたが、所有者からは所有権以外の権利設定については、処理ができないとの条件でありました。次に町の対応についてであります。平成15年12月17日に地元協議会から道路敷地について取得された事によりまして、寄付採納の申出がありました。町といたしましては、従来からは公有化を図るうえにおきまして、地権者以外の、権利設定されている物権につきましては、所有者においてあらかじめ権利設定を抹消された後に町への所有権移転登記を行ってきたところではありますが、今回の件につきましては、もとの所有者及び地元協議会としても、土地の取得する上で、関係者による相当の負担をされ、これ以上の負担は難しい状況である事から、権利抹消まで出来ないとの事でありました。町におきましては、対応していただきたい旨の依頼がありました。また、地元協議会が取得されました道路敷地の所有権移転登記を早急に行なわなければ、更に問題が発生する恐れがあることから、町としてはやむを得ない判断にたち、手続を行ったところがございます。以後、同年12月19日には、町への所有権登記を完了したところがございます。また、平成16年3月3日には、F氏の所有権移転請求権も一部

移転について、権利放棄の承諾書等の関係書類をいただく事になりました。次に平成16年3月5日には、Cの抵当権につきましても、権利放棄の承諾書等の関係書類をいただき、抹消登記の完了をしたところでございます。一方、平成16年4月1日には、当該地域につきましても、道路部分を含めた地籍混乱地域である事、道路部分の境界確定が必要なことから、社団法人奈良県公共嘱託登記土地家屋調査士協会へ業務依頼をし、手続を進める事になりました。平成16年12月9日には、今回上程している、山陽観光開発株式会社の権利設定であります、抵当権、所有権移転請求権仮登記、停止条件付貸借権設定仮登記については、会社の解散、法人登記用紙閉鎖されていることから、私どもとしては、これ以上の事務手続等が出来ない事から、町の顧問弁護士であります川崎先生にご相談をしたところでございます。このことから、抵当権設定登記、登記抹消等の請求事件として奈良地方裁判所へ訴訟行為として訴えを起こす事が必要との事であります。また、一方では平成16年8月1日（日）には、関係者の出席をいただきまして、境界の立会いを行いました。しかし、一部未確定となりましたが、その後、協議を重ねまして平成17年8月20日は確定合意が完了したところでございます。また、地元協議会の代表者の方と今後の進め方について協議したところでもあります。

次に、はじめに戻りまして28番1、道路敷地の経緯についてであります。先にご説明した内容と重複する部分がありますが、農地から開発業者が取得された後、昭和44年H氏が買収により取得され、45年から48年の間に権利設定等がされたところでございます。この物件につきましても、6件の条件設定がされておりました。所有権につきましても、H氏から昭和56年11月4日にY氏が代物弁済により、土地の取得をされ、一方、山陽観光開発については、昭和59年12月2日付けで解散され、翌日の3日に、商法第406条の3、第1項の規定によりまして商業登記法91条の2により、職権による解散の登記を登記官がされたところでございます。以上が阿波2丁目地内の28番1の道路敷地にかかる地元及び町の対応についてのご説明

とさせていただきますが、ご審査の上、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 この自治会協議会の戸数というんですか、対象物件34件と書いてあるんですけども、戸数はどの位あるのか。それから、今後これ、弁護士をたてておりますので、経費がかかってきますね、その経費はどの位かかるのか、まず2点。

建設課長 今の、この中で、資料の方見ていただきたいんですけども、対象物件34件、という形のものでございますので、対象者については34件でございます。それと、この費用の関係についてでありますけれども、今のところ、先生から聞いているのは150万円程度の金額という事でございます。

吉川委員 今、34件という事なんですけれども、これ、仮に物件2つ持ってやったら、1戸になるん違うんか、そんなんはないんでっか。みな1件というのか、1件あたり？

建設課長 戸数ではなく、今おっしゃっているように、その区間の、道路に関する関係の戸数という形で、ご判断いただきたいと思います。

吉川委員 私聞いているのは、協議会の戸数ですので、対象物件は確かに34件かも分からないけども、34人おられる方がいい事はいいんですけども、仮にこれが、極端に言うて20件になってきたら、負担金は、そら、2戸ある人は2つ出さはんのか分からんけども、それは、もう、終ってあるから心配は要らないとは思うんやけどね。

建設課長 説明不足で申し訳ないんですけども、この34件の方は、自治会

の中で新たにこの問題にかかわる方の形で協議会を発足されました。その対象者というのは、34件でありますので本来、この方たちによりまして、その費用を捻出されたという形でございます。

吉川委員　この協議会を作られた方も、44年から造成というのか、売却されて、土地を通っておられる。町はこれは税金は課けてないと思うんですけども、これを許可した、開発行為でやられた土地かね、実際こういうようなところは、もっと町が力をいれて解決したるべきだと、私は思うんです。今になって、34戸ですので、450万出してはる訳。何年も住みながらですね、自分の土地はみな税金納めてはるわけ。たまたま前の土地が、開発許可おろしたのは県だと思うんですけども、道路とみなされたから、みな、家建ったわけですから。そして、来られて、こういうような問題が起こってくる。今、この、していただいている事については、私は有り難いなと感謝はしますけども、本当に、ここに住んでおられる方は大変だと思いますねん、こんな。これ、知って来てはる人少ないと思う。みな、ちゃんと確認申請下りたんねんから。私はもう、協議会の方で同意し、お金も払っておられるので、これ以上申し上げませんが、私はやっぱり町、また県が許可おろすところが、やっぱりもっと初めにちゃんとした手続を追うように、してあげたらこういう問題は起こらなかったんじゃないかと思うんですよ。私は素人ですので詳しい事は分かりませんが、今後は、今後こういう事のないように、私は、町道認定についても、底地は必ず町のものにしてほしいという事を申し上げてますし、また、底地が個人のものについては、努力していただいていますけれども、まだまだ残っているわけなんです。町も難儀してるわけ、はっきり言って。県へもですね、これ、県の許可ですね。この宅地、家建てるのに、前へ、町道になってますねんやろ、これ。

都市建設部長　委員ご指摘のように、開発許可の時には、現在は、道路部分については、町へ帰属するようにというように、当然、都市計画法の中でも

規定はされております。この、44年当時、開発許可制度以前の開発という事になりますので、直接県が許可する、町がどうか、という部分、以前の話であったかと思っておりますので、現在こういう状況になっていると、そうした事でできるだけ寄付で、というのは基本なんですけど、今回裁判費用についてはやむを得ない分があるという事で、対応していこうとこういう判断をさせていただいております。

吉川委員　　今、聞きましたんで、私もうちの近くで40年頃から開発されて、それはもう県の許可でされたという事も聞いてますし、その事について下水管一つにしても、町で、後でえらい負担を強いられてるわけです。この、道とはちょっとかけ離れてますねけども、そういう事のないように、今、部長してもらったように、今は全部町の方に寄付採納いただいているという事ですので安心しますけどもね、こういうところはまだ、斑鳩町にはあると思っておりますので、お金の問題は別としても、今、提出されています、こういう問題については、率先して町の方で解決し、34件の方には失礼な事になるか分からんけど、やっぱり素人で分からないと思うんですよ。そういう事については、やっぱり町には顧問弁護士も、相談する人があるんやから、やっぱり相談していただいて、いつも町長以下皆さんがおっしゃっている斑鳩町つくる為にも、私は率先して、こういう問題解決に、私は、取り組んでいただくようお願いをしておきます。

委員長　　他にございませんか。

小野委員　　この議案については総務委員会から突っ込んで質問せよというプレッシャーがかかっておりまして、今日は総務委員長自ら傍聴にも来ておられますので、何ももう聞く事はないんですが、ちょっと気になる点を2、3聞かせていただきたいと思います。まず、この物件については共同担保が設定されていたと思うんですが、その共同担保についての調査、それからそれに対して、どのように対応していこうとする

のか、それらについてお聞かせ願いたい。

建設課長　　今ご指摘の共同担保の関係についてでありますけども、共同担保として2件の物件が、共同担保としてされています。一つは興留5丁目地内に一件がございます。これについては、宅地部分も含めたもので共同担保という形でなっております。それと、次にもう一つは、興留6丁目地内でございます。これについては、町道の道路部分について、担保がございます。この2件については、所有権としては、まだ個人でお持ちという形のものがございます。ただ、委員がご指摘のように、道路敷部分については、我々としては今後、この整理に努めていかなければならないという事がございます。そういった事を今後においては、道路部分については、底地整理という形で事務手続を追っていきたいと考えております。

小野委員　　興留5丁目の方は、宅地部分も含めて、という事は道路部分が宅地めてという解釈したらよろしいですね。

建設課長　　興留5丁目地内と申しますのは、これは、道路部分という事も含めてなんですけれども、この地域については、私道、皆さんが宅地の方が出し合い道でされた道路という位置づけになっておりまして、町道にもなってないんですけれども、宅地部分と道路部分という形、という形で調査をしております。

小野委員　　6丁目の方は道路部分という事が明確に分かるという事で、非課税という形になってるんだと思うんですが、それで、興留5丁目の宅地部分を含めて、ということは宅地をあそこの土地は全部出し合いになってるからね、宅地を共同担保になっている、という事で、興留5丁目の方は出し合い道路になっていると思うんですが、その課税の仕方は道路の部分だけを非課税にしてあるのか、興留6丁目は全部道路部分やから非課税になってるんだと思うんですが、その点の調査はどう

なっているのか。

建設課長 この、道路部分という部分についての面積が別に割れておらないという事ですので、今、委員がご指摘の非課税扱いになってるかどうか、というのは今の時点では分からないということで。

小野委員 ちょっと変な質問したので、あれやけど、という事は興留5丁目は宅地として使用されていると。この2件とも所有者は個人所有だという事なんですけど、それは、別人なのか同一人物なのか、その点はどうなんですか。

建設課長 地元が購入された時の地権者というんですか、その方ではなしに、それ以前の、昭和44年に、説明した44年に土地をお持ちの時の方であるという形です。

小野委員 あまり細かい個人情報に入っていったらいかんと思いますので、登記されているのだから、地番も分かるという事だからちょっと聞かせていただいておりますが、なぜ、私が今、非課税かどうかというのは、先ほど吉川委員もおっしゃったように、道路としてははっきりと認められる時は、これは税務法上ですかね、非課税にしなければいけないというような、そういう規定もあるみたいなんですけど、今回のこの土地もずっと非課税、阿波2丁目非課税であったから、所有者にとってみたら、何ら経費のかからない土地だったと、推移してきたんかなと思うんですが、今回、共同担保になっている6丁目にしる、5丁目にしる、その道路部分もあるという事ですから、これは先々同じ事が起きてくると、町へ所有権移転をしようとした場合ね、やはり、これが前例になって、地元の人に費用負担してもらってという、吉川委員が当初言っておられたように、本来、地元の人が道路の経費を負担する必要はないんですね。私もこの協議会の設置当時は色々自治会から相談受けてましたので、その時の議論も拝聴してたんです。私も議員とし

て、町のほう、というような事も言った。ただ、その34件の所有者の中で、やはり自分らにも瑕疵あるんじゃないかなという事の意見が出て、こういう形に進んだんだと今になって思うのですが、その、こういう場所がまだまだ出てくる可能性あるしね、それと私が今なぜ共同担保の部分を、という事は、同じ抵当権です。この、今の法人について同じようなことをしなければいけない。町がこのまま寄付を受けるにしても、そういう形をせないかんという事もありますので、その訴えについての、いろんな資料を集めておくのも必要だし、その、今のその道路部分についても早急に今の所有者と交渉を重ねていってほしいと思うんです。私の方で知り得る範囲では、これらの法人の中の1人だと、法人の取締役1人だという事も分かっているんですが、そうしたことで、そちらの方きちっとやっておいて、また、せんなんという、ただ、そのタイミングは難しいと思うんです。ここで地元がお金を出す。そちらのお金を出す必要がないと思っておられる、まさしくそうです。ここでも出す必要がないと私は思うんですけどね、だけど、その分についてきちっとやっぱり平行して、この分だけ解決したらいいねん、という事のないようにやっていってほしいと思います。

それと、共同担保の、他にそういう土地があるんじゃないか、という吉川委員の意見もありますので、道路についての所有権移転は早急に、急がなければいけない、そのように、もう一度、ピックアップだけしてあるだけでは、こういう問題がまだ出てきますので、下水を入れるという事について、その所有者から承諾書もらったからそれでいいんだという、下水さえ入れればいいんだ、という一つの目的が達成されたからいいんだ、という事で過ごしてある土地もあるんです、その点についてはどうなんですかね。今回、まあ、建設課としては道路をきちっとやっていくという中で、この近くで下水を入れるために地元の方がお金を出された、そういう土地があると聞いておるんですが、その土地については、所有権が、その方たちに移っているのか、いや、もう、町へ移っているのか、その点についてはどうなんですか。

建設課長 質問者が言われている土地の関係については、現在、この阿波2丁目地内の中での質問の中の、東側の道路で、団地になりますけど、町内にはそういった道路もあります。ですから、下水の関係で底地が個人地という形である場合においては、町も同行いたしまして、寄付の申出、というんですか、そういうような形で権利者ともお会いさせていただいて話をしているという状況です。ただ、なかなか権利を町に移管していただくというのは、なかなか難しい方もございます。それについては、我々としては一定の努力もしていきたいという事があるんですけども、そういった形でしていただく方もあるし、また難しい方もありますので、そういった事で、こういったものが出てきた場合に、我々としても公有化に向けて努力していきたいと思っております。

小野委員 地元でお金を出されて下水が入ったという事を聞いてるんです。その土地が従前の所有者からその人達になっているのか、いや、町になってないというのは、答弁でだいたい分かるんです。その、これは、まあ、下水道課に聞くのがいいのか、道路の、私道ですわね、一応私道になっておるかどうか、私道の状態で、お金を実際出された方に、登記がきちとなってるのかどうかという確認をしてほしいなと思うんですが、その点は分からないんですか。

建設課長 今、ご指摘のものについては、その方たちの個人所有という、複数の個人所有という具合になっています。

小野委員 まだ、その、もともとの開発業者というんですか、が持ってて、その方たちがお金を出して下水だけ入れて、そのまま放ってあったら、また、生じてくるんで、その確認だけさせていただいて、今後やっぱり、それは担当課の方にフォローしに行ってもらいたいなと思うんですが、それとね、課長、先ほど説明してもらったの、ちょっと聞きもらしたんですが、これ、何ページ目なんかな、一番最後のページで、平成16年12月9日に町の顧問弁護士川崎先生に相談した結果、と

いう事で、訴訟行為という事で説明していただいたと思うんですが、何か所有権登記抹消の訴訟行為というように聞こえたんですが、すいません、もう一回ちょっとお願いします。

建設課長 川崎先生にご相談をしたのは、特にこういう権利設定の登記がなされているという事から、相手の方の会社については倒産もされているという事がありますので、こういった場合については、なかなか相手がないという事がありますから、法的にそういった手続として、裁判所に訴えの提起をしなければできないという事がございますので、そういった手続をもって、この権利登記を抹消するという形になるという事で、ご説明させていただいたんですけれども。

小野委員 その弁護士さんは、一応150万の予定でされる行為はどういうものなんですかね。例えば、この法人については、先ほど課長の方でも、職権により解散という、商法第406条の職権で解散された法人ですので、清算人がいてないんですよ。だから話す相手がないという事になるんですが、この顧問弁護士が訴訟行為として行うのは、私は、先ほど奈良地方法務局云々という言葉も出たと思うんですが、私はこの法人が存在している姫路ですかね、神戸中央裁判所へこの法人の清算人の選任、選定するのに訴訟行為が必要になったと思っておるんですが、その点どのように説明受けておられるんですかね。

建設課長 訴訟行為、この訴訟行為については相手がないという関係がございます。ですから、こちらから訴えを起こしまして、裁判所の方から相手の弁護士を選任していただく、それによってこの問題について、訴訟行為の審査を行ってもらおうという形になりますので、本来、相手さんがおればいいんですけれども、相手さんおらないという事がありますから、今言いました裁判所で相手の弁護士を選任していただいて、という関係になるという事です。

小野委員 その、選任する、清算人を選任する費用として、150万円ほど、という事になると思うんですよ。でないと、ただ単に弁護士費用というのに、誤解を招いていく結果になるんです。というのは、今の法人が、権利として持っている債権額というんですか、それは、150万そこそこだったと記憶してるんですよ。310万か何かその半分という事になっていきますのでね、そしたら、その、その権利を放棄するのにそれだけ要するのかという事にもなってくるし、そしたら、他に抵当権がついてた分でも、あっさりと言ったらおかしいけど、弁済されているから承諾書類、登記抹消の承諾書というのをいただいているんですよ、この銀行にしろ、もう1人の個人にしろ、それは、もう古い抵当権だから弁済されています、という事でその相手がいてたから交渉された結果、いや、もう、これは登記がもれてるだけですから、どうぞ、という事でいただいた。今、この法人については、その話す相手が強制解散と言ったらあれやけど、職権による解散ですから、その清算人がいてない、その清算人を選任するための訴訟行為、弁護士さんの費用だからこれ位金が要るんだという、そういうきちっとした解釈で議会にも報告してもらわなければ、以前の下司田の弁護士費用云々のように、全く誤解される事もあるんです。それと、その事をきちっと説明していただきたいというのと、私が言ってる事が正しかったら正しいでいいと、それを確認して、やはり議会にも確認して、やはり議会にも報告してもらっておかなければ、後々のこともあるんです。最終的な抹消登記については、これは弁護士さんがするんですか、どうなんですか。

建設課長 最終的な考え方につきましては、裁判所から判決をいただいて、それによって町が登記するという形になります。

小野委員 それはもう本人申請という形で、町からは、F氏の権利放棄の承諾書、これをいただくという事で、そこから先、登記されたんかどうか分からないんですよ。このC銀行については、抹消登記完了された。

ところが、町の職員さんが本人申請という形でされている、という事で、理解しておくんですが、このことについて、公共嘱託登記の協会というのはもう一個あるんですね。前からも色々議論してた、奈良県でしたら、奈良県公共嘱託登記司法書士協会というのがある、というのは、この土地家屋調査士協会は表示関係、地図混の地域の事で業務委託されている、いろんな経緯でそういう権利の方の協会については、現在、そういう契約がなされていない状態なんです。このことについても、色々職員の方、是非、これは助役さんはじめ、幹部の方にもっと聞いといてほしいんですが、職員の方は、顔見知りという事で、地元の司法書士さんに、何か相談もされとるんです。だから、法務局へ、登記官に相談されたらその手続の事だけは教えてくれます。だけど、それまでの、どういう具合にもっていくというのは、やはり、戸籍一つにしても踏み方、この法人の見方についても、やはり、司法書士に相談されたらもうちょっとスムーズに進んでいっていただろうし、この件については、司法書士さんに相談されたという形跡がないんですが、弁護士さんのところに最終的にはいかななくてはならないだろうけど、もう少し速く到達できる状態になるんだと思います。その地元の司法書士さんは、担当の方が来られたら、答えんわけにもいかんし、相談のらんわけにはいかんけど、最終の仕事もこないような状態で、というような事も聞いておりますし、できれば、今後の課題として、司法書士協会との単価契約も考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点についてどうなんですかね。この件についても、司法書士のそういう協会の方に、尋ねていかれたらもう少し早くに、この日程見てたらね、こういう事が起こり得るという事はすぐ分かってますし、やはり、こちらで素人判断されとって、最終的に弁護士のところへ行って、やっぱり時間もかかってくると思いますので、そういう事も考えていってもらいたいなと思うんですが、どうなんですか。

助 役

色々町の職員といたしまして、頭悩ましている問題については、専門といわれる方々に事前にご相談するというケースは多々あるわけで

ございます。この件につきましてもやはり、そういうご指摘のような形で早く、専門される方々にご相談すれば、一応、もっと速く処理できたかなと思いますが、これは、担保物件が付いているという事で、原因としては担保物件をついたものを、町が登記したという事にあると思います。こういう事を、これから、やはりないようにしていかなければならないし、また、こういったところが多くあるわけです。小野議員からも色々ご指摘いただいている興留6丁目の件も、まだ明確に町道としての処置をしていない。所有者には色々お願いいたしまして、寄附採納お願いをしてるわけですが、なかなかうまくいかない。これも同じような形になっているという事です。そういう事から、今も議員がおっしゃるように、専門とされる方々にご相談いたしまして、適切な処置を講じて、町は対応をしていかなければならないと、このように思っているわけでございます。その点、議員皆さんにおきましても、ご指摘、ご指導いただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

小野委員

これは、苦渋の選択でこのようにやる、という事に対しては何ら異存はないですが、これも住民の方の協力があつて、できるという事で、やはり、そういう土地は斑鳩町にたくさん、まだまだ存在してると思いますので、この件を解決に向けて、こうしてやっていっていただく事につきましては何ら異存ないです。こういう手法もこれはあまり使ってほしくないし、やはり行政が先頭に立って、調査をされるなり、交渉される、この法人が職権による解散ではなかったらこれはもう解散だと、簡単だったと思うんですが、登記、抹消については、職員の方がやっていただいているから、経費もそうかからなかったんじゃないかな。この法人を起こさなければいけない法人、これはね、これだけじゃないと思うんです。斑鳩町については、そういうのたくさんありますしね、承継されている法人を色々調査していただいているという事も分かってますけど、それも、そういう追っていく、戸籍一つにしても追っていくについても、やはり専門の司法書士協会にでも依頼

された方が、経費的にも安く上がる。職員だから、こんな事言ったらちょっと語弊ありますけど、タダで動いてもらうのが一番安いんや、という形では、やはり、そういうのはおかしいと思いますし、まさか幹部の方達はそう思っておられる、自分の職員だから、それが動くのが当然やという、ここではいただけるのかなと思いますけど、経費を考えたら専門家に頼む方が、早くあがる、という事も考えられますので、是非ともこの件についても色々考えながら、進めていっていただきたいと、そのように思います。まあ、吉川委員もおっしゃったように、こういう具合にしてやっていってもらうという事に対しては何ら異存はないんですが、しっかりとこの問題を認識してもらって、今後こういう事がないように、じゃなくて、まず、整理を急いでもらいたい。これは、先になればなるほど難しいと思いますし、経費も高くなると、これは、当初から道路の私道の整理とか登記面という事で、提案させていただいて、調査していただいた、もう大分前ですね、参事も設置していただいて、一応資料は作るけど、そこからは進めなかったように記憶しておりますし、今回、この下水を入れていくという事業の一環として、どうしてもこういう形を取っていかうと。地元の方も、下水さえ入れればいい、という事だけでは、やはり、自分らの将来にもかかってくるという事で、これだけの、これ以上の費用を出しておられると聞いておりますし、そこらもしっかりと認識してもらいたいなど、再度申し上げておきますが、今、これについては、色々な話をしていきたいと思います。

中川委員 一点だけよろしいか。

関連して教えていただきたいんですが、町道の底地が権利残っているとこというのはたくさんあると、小野委員もよく質問しておられるけども、そういう権利を買ってくださいと言われた場合は、買えるのか買えないのか教えてください。

助 役 我々、原則は寄附採納をお願いしたいと、こういう事で進んできた

訳です。そういう事から考えますと、ケースバイケースによるわけですが、やはり、先に寄付採納していただいた方々の不公平が生じた場合、困るという事もございますから、そういう事もよく検討しながら、処置を講じていきたいという事を今、考えているわけです。ただ、この、都市計画法以前の造成は、旧住造法でやられた造成でございますので、位置指定をとってやられたという事があるわけがございます。そういうような造成地には、非常にこういうケースが多いわけですね。この場合は、あくまでもその当時から寄付採納をして頂くよう、町が主張して参りました。けれども、所有者は、地権者は、買収せよ、という事でよく言われるわけです。町は買収すれば、これは何ら問題ないわけですが、そういうわけにはいかない。やはり、寄付採納していただいた方もおられます。そういう方々の事を考えるならば、一方を買って、一方を買わないという事があっては困る、不公平が生じますから、町としてはできるだけ寄付採納で処置をします。ただ、ケースバイケースによってはですね、買わなければならない場所も出てきた場合には、やっぱり十分検討しながらその処置を講じていくと、ということを考えております。

小野委員 終っておきますと言ってちょっと関連して、というか、先ほどちょっと触れたんですけど、寄付が原則だという事の一つの意味として、非課税にしてる。はっきりした道路の地番だという事で、非課税という事で、これは、先ほどちょっと聞こうと思って聞きもらしてるんですけど、あれは、固定資産を非課税にしなければいけない、というような縛りがあるんですか、現認ができて、この地番は道路だと。そして、地目は宅地であっても、住民がみんな通ってるという事で、それを非課税だと、しなければいけない、というような税法上の何か、固定資産税での考え方について、それはどうなんですか。

総務部長 今おっしゃったような、専ら、公衆の用のために供しているというように見込まれる道路については非課税扱いにできるという、

しなきゃならんという事ではなくて、することができるという取扱いになっているという事でございます。

小野委員 例えば、今の28番1の、これは、地目は宅地でしたかね。それで、多分非課税だったと思ってたんです。それと、先ほどから共同担保のところで出てきた興留6丁目ですか、道路部分。個人が持っているけど、やはり、これは何か、公衆道路にもなってないと思いますし、公衆道路になったんねんやったら、なったるって現認してるから、公衆道路という、登記官が認定してるんですけど、公衆になった場合は、法務局の方から地目が変更されたという事で、その土地については、無条件といったらおかしいけど、非課税にしてる。所有者からね、これは公衆道路として使われてますので、そういう項目があるんだから非課税にしてください、という申し出があって初めてされるのか、こちらの方で、他の要素があって、法務局からの税通というんですか、それで地目が変わったという事が知らされてきますので、その時点で、これは非課税にという事してるのか、それらについては、固定資産の評価委員さんが全て整理されてるんだと思うんですが、その点はどうなんですか。

総務部長 当然、そういった関係で、公衆用道路という扱いの中で、通知がありましたならば、非課税という事になりますけれども、そうした以外で、個人が、これは、専ら公衆用道路というような形で一般の人に使ってもらってるところである、というような事で申出ありましたら、その関係については、明らかになるような証を付けていただきまして、我々が調査し、非課税扱いとするというような事になっております。

小野委員 それと、先ほど助役さんからの、道路、中川委員も言いましたけど、道路の形状をとって、万人さんが通ってる。それを、所有者にしてみたら、自分の財産を、公の人に、公衆の全体に提供してる、生活道路として提供してる、それで、それを、そしたら所有権変えるのに寄付

というのは、ちょっと、こう、無償で提供してて、というのも、そういう考え方もできるし、逆に、それで、課税されてない、固定資産非課税になってるんだから寄付だという考え方もできると思いますし、そこらのバランス的にどのようにして考えていくのがいいのか、今後、それは公衆道路になったら地目も変えるというか、宅地になって、取引が解消になる事はないと思うんですが、宅地のままで、もしお持ちだったらね、そういう申出があった時点で非課税にする段階であるべきであって、また逆にそういうようなのを整理して行って、宅地だと。そしたら、その時の、なぜ非課税になっているかという時の経緯というのは、書類も残ってないと思うんです。そしたら、公衆道路にしてもらうか、寄付してください、という話を持って入るか、そういう戦略を、これからやっていくのも一つの方法かなと思うんですが、その点についての研究とかはされてるんですか。

助 役

建築基準法第42条第2項道路では、中心から2メートル後退、非常に多く引いておられる方があります。そうした場合は、やはり建築基準法から言えば、4メートル道路があつて家が建てられるという事が原則でございますから、そういうようなものについては、道路とみなす、こういう事で、後退された部分は我々としては寄付採納していただくのが一番望ましいと思っています。ただ、なかなか地権者が寄付してくれないということがございます。いわゆるこうした関係については、色々難しい問題があると。やはり、先ほども申しましたように、中川委員の質問でも申しましたように、ケースバイケースというのは、どうしても町は工事で広げなければならないという場合があると思うんです。そういう路線については、やはり、町が買収し拡幅して行くことになると思います。ただ、家を建てることによって、中心から2メートル後退された部分について、これは、町としては原則は寄附採納という事で、これからも考えていきたい。これを町が買収するならば、このようなケースが多くある関係から、相当大的な金が要りますので、なかなかしにくい面もございます。また、これからも、

これまでも後退しておられる方も多くおられます。そういう方も含めて、町は寄附採納をして頂くことを原則にやっていきたいという事で進めて参りたいと考えております。

小野委員　　ちょっと、今、助役さん、その事も含めておっしゃったんやと思うんですが、今は、私が限定したいのは、このようなセットバック云々の話になって、現実には生活道路として皆さんが通っておられる事について、所有権を個人で持っておられるものについて、それも、非課税にされてるんだったら、寄付という事に対しての原則がどういう具合に考えたらいいかという事で、そのセットバックされた部分については、また後日、機会があれば色々議論したいと思うんですが、今回のこの議案についての、道路として皆さんが認識されとって、たぶん非課税だったと思う。それについて、当然、寄付だから、今、登記面ではその方から寄付された。という事なんです、いろんな説明の中では、地元の方たちもお金を出しておられる、こういう解決方法しかないのかな、という事から何かないかな、極端な提案なんです。非課税であるから、この方が持っておられて、将来何かになるんだろうという、これは課税されたら、40何年から課税されたら、宅地として宅地並みに課税されるから、早く町へ寄付したいとか、という事にも思ってくるのかなという、素朴な考えから、先ほど、あんまりこの議案に関係ないところへちょっと行ってしまったと思うんですが、きちっと非課税にしなければいけないのか、という事を聞かせていただきたいんですが、極端な言い方したら、そういう風な道路を全て課税していく、例えば興留6丁目は、道路形状でいつの時からか、非課税になっておりますから、課税して。そしたらその方はこれから経費がかかってくる。そういう事だから、これは、寄付しますよという事にもなる。それができるのかどうかね。以前、やはり非課税としなければいけない、道路として現認できた場合は、非課税にしなければいけないというような、そういうような、私自身は感じてたからね。今、総務部長が、いや、それは、いろんなケースがあるんだという事と。原則

的には申入れがあって、という事になるんだという答弁だと思うんですよ。だから、そこらを、もう少し研究していただきたいなと思います。そして、また、私達も、こういう形だと言ってもらいたい、という事をお願いしておきます。結構です。

委員長

他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第55号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)認定第8号、町道の路線変更についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。堤建設課長

建設課長

町道の路線変更についてであります。まずはじめに議案書の朗読をいたします。

(議案書朗読)

建設課長

次のページをお開きいただきたいと思います。変更する路線、整理番号1、旧の関係につきまして、まずはじめにご説明させていただきます。路線名、町道564号線、起点、終点、斑鳩町神南3丁目515番6先から同所の510番6先の間について、新たに町道564号線、斑鳩町神南3丁目515番6先から同所の504番2先であります。以上が変更する路線であります。また、次のページ以降につきましては、参考資料を添付しておりますので、ご覧いただきまして、ご審査の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本件については当委員会として認定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって認定第8号については当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。
暫時休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長 再開いたします。
次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。谷口下水道課長。

下水道課長 それでは、継続審査であります公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。まず、現在発注済みの公共下水道工事の進捗状況でございます。お手元の資料1-1をご覧くださいませでしょうか。3月24日に入札を終えております龍田北1丁目地内、第12処理分区第2工区-1、図中ピンク色の路線、施工業者、清川組及び黄色路線、第2工区-2、施工業者、株式会社中谷組でございますが、あと、舗装本復旧を残すのみで順調に工事が進められている状

況でございます。

次に、7月28日に入札を執行いたしました小吉田2丁目地内、第12処理分区、第1工区ー4工事、図中ベージュ色路線、株式会社二隆建設、また、阿波2丁目地内、第14処理分区第16工区ー1工事、図中青色路線、宮崎建設株式会社、そして、服部1丁目地内、第12処理分区、第11工区ー1工事、図中紫色路線、株式会社青山組につきましては、現在、それぞれ工事着手前の家屋事前調査及び既存地下埋設物の調査を進めている状況でございます。

次に、8月31日に入札を執行いたしました龍田北1丁目地内、第12処理分区、第2工区ー3、図中黄緑色路線、施工業者、株式会社二隆建設及び図中茶色路線、第2工区ー4、施工業者、株式会社中谷組でございますが、現在、工事着手前の準備作業にかかっている状況でございます。次に、図中赤色路線でございますが、先ほど議案第53号でもご説明させていただきました、本定例会に契約締結案件として、お願いいたしました第12処理分区、龍田北汚水幹線2工区工事でございます。そして、ちょっと、先ほどご質問ありました工事の時間帯等のご質問の中で、私の説明で若干言葉が足りないところがございますので、不足説明とさせていただきます。内容といたしましては、シールド工事につきましては、昼夜間工事という事で24時間施工するという事でご理解いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。

以上が、町公共下水道の進捗の状況でございます。

次に公共下水道の供用開始の状況でございます。資料1ー2をご覧くださいませでしょうか。確認申請受付件数が418件、検査済件数が381件であります。また、融資あっせん利用件数が7件、浄化槽雨水貯留施設転用申請件数は4件でございます。

次に資料1ー3、公共下水道の決算の状況及び財政収支計画でございます。資料1ー3をご覧くださいませでしょうか。これにつきましては、事業認可区域の残事業の事業計画表でございます。各年度ごとに事業費、流域下水道負担金、公債費の元金及び利子を見込んでおり

ます。また、歳入の見込みといたしましては、国庫補助金、一般会計繰入金、地方債等を計上いたしております。具体的に申しますと、平成18年度では事業費といたしまして、約17億6,600万円を計上し、整備予定といたしましては、幹線管渠で平成17年度の約、倍にあたります、1.5キロメートル。また、面的な整備におきましては、17ヘクタールを予定いたしております。また、19年以降につきましては、それぞれ資料の方をご参照いただければと考えております。また、各年度末の起債残高もお示しいたしてございまして、平成17年度末では、約60億9,000万円でございますが、平成22年度末では約89億4,000万円でございます。なお、下段の表につきましては、平成3年度以降、平成16年度末までの実績を掲載いたしておりますので、ご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、公共下水道に関する事についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

小野委員 これも入札の透明性を高めるという事でされてる事だと評価してるんですが、最近、指名業者、2ケタ以上で、あまり町内では知らない業者がたくさん入札に参加されてると思うんですけどね。色々、財政的にも町内業者ができるだけ施工してくれる方が、公の場でそんなん言うのおかしいのか分かりませんが、いいと思うし、たくさん、今まででしたら5社くらいで入札参加されて、執行されとったと思うんですが、ここ数年20社くらいの業者も・・・割と・・・おられるように思いますし、それらについて、入札の透明性という事でされてるんだと思いますが、町内業者が育成というんですか、町内業者が施工することによって、やはり税金の面でも、財政的にも還元という言葉が当てはまるかどうか知りませんが、されてきて、財政的にも有利に働くんじゃないかなと、素人的に考えるんですが、その点につ

いてどういうお考えなんでしょう。

助 役

もちろん、町内業者を育成するために、町としては格付けを行いまして、そして、その設定金額に見合った工事を発注しているという状況でございます。ただ、要綱等によりまして、何千万以上は何人の業者という事を決めさせていただいております。そういう中で、斑鳩町以外の業者が指名するという事もございます。これはやむを得ない処置であろうと思っておるわけでございますけれども、我々といましては、やはり町内業者が育成する事によって、大きな町内におけるまちづくりに対しても、色々な面に対しても利益があるのではないかと、このように考えております。そういう事から、今後とも町内業者の育成に向かって努力してまいりたいと考えているところでございます。

小野委員

いろんな見方もありますので、財政的に、もの有利に働くような、難しいと思いますけど、数を増やせば透明性を増えるという、先ほどの郵送による入札も透明性という事、という事ですが、やはりそれが何を、談合防止、言葉的にはあまり適当ではないかなと思うんですが、そういう懸念をなくすために、という事ですが、そこら、実態に即した弾力性をもった扱いをやっていただきたいと、そのようにお願いしておきます。それと、今、先ほどのあれで、この、汚水幹線2工区の工事の概要で、シールドは昼夜施工という事ですが、どれくらいの音がもれるのか、またそういう音に対してはどのような仕様になっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

下水道課
長

まず、一点、音の対策、夜間の作業になりますので、音の対策につきましては、防音壁を組立てまして、十分な対策を進めていこうと考えております。そして、その音の状況ですけど、具体的に騒音規制法等の基準にはクリアできるだけの分になるとは考えておりますので、またご理解いただきたいと思います。例えば今までの事例といたしま

すと、稲葉のところで、県のシールド工事の基地があったと思います。あのような形になるかという考え方でいいと思いますので、よろしくをお願いします。

小野委員 ピットの位置というのは何ヶ所くらい設置されて、この延長なんぼでしたかね。この中で何ヶ所くらい。例えば稲葉の県の、流域下水道でしたら、迂回路的にもあったけど、ちょっと、ここらどういう形でとられるのか、ちょっとだけ教えてもらっておいた方が、施工された時に、えっ？というような感じにもなったらいけませんので、素人にも分かるようにお願いします。

下水道課長 発進基地につきましては、河藪橋の南側の、この図面でいきますと赤色の最頂点、最終点になりますけれども、その部分に発進基地を築造いたします。もちろん、敷地の方に迂回路ですね、築造いたしまして、対処していくという事でございます。そして、全延長884メートルございますが、龍田神社西詰まで、一気にシールドで押していくという事でご理解いただきたいと思います。

小野委員 という事は、発進基地での昼夜施工で、そこには囲いをして、すると。だから、この間にはそういう発進というか、音が出てくるとこはないという事で理解しておいたらよろしいんですか。

下水道課長 そのように考えていただいて結構です。

小野委員 そしたら、あまり、住宅地内で、押してる事による、シールドをやっている事による、騒音というのはないと、そのように思っておきますので。

委員長 他にございませんか。

中川委員 資料1-3の整備予定面積のところ、実際行われた16年度が11.78、約12ヘクタール、今年度、17年度も12ヘクタールと。これ、ほんまの予定である来年から17、21、28、最後21年、22年は35、35って、数字合わせみたいな感じに見えてね、最後の2年間の35ヘクタールというのは、実際可能なのかどうかだけお聞きしておきたいと思います。

下水道課長 まず、17年、18年、19年につきましては、幹線管渠も施工するという事で、そこらに、そのあたりに財政投入、資金投入していくという事になりますので、面積にしますと若干落ちます。そして、幹線管渠、予定では19年に完備しまして、そして20年以降については、面整備に力を注いでいくというような形で、財源を投入していくというような考え方でおります。そして、出来る限りこの計画ではございますが、目標に到達できるよう、我々も努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

中川委員 財源的なこと、幹線管渠が終るから、その分を面整備に投入していくと。その、財源的な事は今分かりましたけど、その、実際、工事、施工に関しては問題ないのか、教えておいていただけますか。

下水道課長 現段階では、出来る限り目標値に達成できるよう努力します。そしてまた、施工に関しましては、問題ないように、多く配慮していきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

小野委員 今の課長の答弁、財源的には理解できる。ただ、住民にとってみたら、年度、目標年度に向かって、ばたばたと慌てて、あちらこちらで面整備やってるという印象を受けますので、今更、それをどうのこうの修正できないと思うんですよね。これは財源的な問題とか、工事の幹線を先に入れやなあかんということは、理解できるんですけどね。

だから、できるだけそういう、ばたばたと慌てて、あちらこちらで面整備、工事やってる。面整備の原則は先ほども言うておられる9時から17時という事で、住民対策にもものすごい神経使っておられるな。それによって、割高になってる、といういろんな事例もあるんですが、その、昼間というのは完全に復旧されているから何ら問題ないと思うんですが、昼間至るところで掘られているという感覚されたら、困るので、面整備の発注についても考えてほしいというように言えと中川委員がおっしゃってますので、その点の配慮をしっかりとやってもらいたいと思います。だから、それについても今から計画をもってやってもらいたいんですが、それらについて、今の段階で担当課としては、計画されているのか。何かいい案があったら教えてください。

下水道課長　やはり、一極集中ということではなしに、出来る限り一つの交通網を乱す事のないような形で配慮の組み合わせをしていくというような考え方は重要だと認識しておりますので、そのような形で発注するように心がけていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

小野委員　一極集中することなく分散、という形と、エリアがはっきりと私らには分かりませんので、大きなエリアで分散してもらってる方が住民にとって、圧迫というのか、がさがさしてるという感じは受けない。そしたら、逆に一つでがさっとやって、他に余裕あるというの、それもいいのかなとも思いますので、それはもう先ほどのケースバイケースというんですか、その地域性でやってもらいたい、私は思うんですが、中川委員からも知りませんが、私はそういう事で今の段階ではその時の様子というのは、言えないという、これも事実だと思うんで、それが、やっていく段階での大まかな形という事をしっかりとやってもらって、住民に説明のつくように。なぜ、ここだけ混乱するのか、という事で、いや、説明つくように。なぜ、ここは、ここからしてるんや、とかいう事を、きちっと基本線をしっかりと持っていつてもらいたいと思います。出来るところからやってるんだ、という認識を与えな

いように、是非とも住民への負担を少なくする、工事による生活不安を少なくするという事を研究してもらいたい、そのように要請しておきます。

委員長

他にございませんでしょうか。

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、各課報告事項について、（１）議案第４８号、平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）についての内、当委員会所管に関するものについて理事者の説明を求めます。

観光産業
課長

議案第４８号、平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）についてであります。観光産業課所管に係りますものについて説明をさせていただきます。

初めに、８ページをお開き願います。歳入についてであります。第１５款県支出金、第３項県委託金、第１目総務費県委託金であります。これにつきましては、農林業の統計調査であります２００５年農林業センサスの集計結果が出ております。この県の事務といたしまして、交付金が交付されますので県委託金３万１，０００円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして歳出でございまして、１０ページをお開き願います。第２款総務費、第５項統計調査費、第２目指定統計調査費であります。先ほど申し上げました２００５年農林業センサスの集計結果の検討事務として職員手当１万７，０００円、需用費１万８，０００円を増額させていただくものでございます。

簡単であります。観光産業課に係ります平成１７年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）についてであります。

都市整備

都市整備課が所管いたしますものの補正予算を説明させていただきます。

課参事

ます。12ページをお開きいただきたいと思います。

第7款土木費、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費で、第22節の補償補てん及び賠償金、2,110万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。この補正予算につきましては、駅構内の配線変更、2面2線化工事に伴います、廃線となります軌道敷内、現上りの奈良行き線に設置されております日本テレコム株式会社の光ケーブル回線等が支障となりますことから、その移転に必要な工事費を支障移転補償費として補償するものでございます。当初の予定では、駅舎橋上化事業の完了年次の平成18年度におきまして、当該回線の移転工事を施工することとなっておりました。今年度実施いたします北口仮駅舎の建築位置の検討が進められる中で、仮駅舎建築工事におきまして当該回線が支障となりますことから、今年度で当該回線の移転工事を実施する必要が生じたものでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上が、都市整備課が所管いたします補正予算の内容でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第48号、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についての内、当委員会の所管に属するものについて、当委員会として了承することとしてよろしいか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

本件については、当委員会としてこれを了承することと致しました。

委員長 次に（２）斑鳩町観光・商業まちづくり構想について、報告を求めます。今西観光産業課長。

観光産業課長 観光・商業まちづくり構想の策定についてでございますが、構想策定の結果について報告が遅れましたことについて申し訳なく思っているところでございます。お手元にご配布させていただいております斑鳩町観光・商業まちづくり構想でございますが、この策定に当たりましては平成15年度において、商業及び観光関係団体の意向を調査し、また、町民の意向調査を実施いたしまして、その結果をもとに第3次斑鳩町総合計画を基本といたしまして、観光・商業まちづくり構想(案)の取り纏めを行ない、商工、観光関係者からなる懇談会を開催いたしまして、関係者の活発なご意見をいただきまして、これらのご意見、ご提案を集約して、策定いたしております。斑鳩町の商工振興は観光と連携して取組むことが効果的であると考えことから、観光振興計画と商工活性化計画は連携した計画といたしております。内容例につきましては、展開例を挙げるなど、具体的に記載しておりますので、委員の皆様方には、この構想をご覧いただきますよう、よろしくお願いいたすところでございます。今後におきましても、斑鳩町の観光、商工の発展を目指し、関係者及び関係団体が、また、行政と連携を図りながら、この計画を持って努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

小野委員 2004年3月ですか。2005年の間違い違いますか。

観光産業課長 先ほども冒頭で申し上げましたとおり、これは2004年3月、15年度に作成されておりました、提出の方、大変遅れまして、この場をお借りしてお詫びを申し上げます。

小野委員　　と言うことは、2004年の3月に策定された構想というので、今、議会へ初めてなんですか。2005年の5月からこの委員会に所属させていただいてますので、それ以前、いろいろどういう、委員会に対しては、課長も替わっておられるので、あまり詳しくないのかなとも思うんですが、その点については、課長もそうしてきちっと説明していただいていますから、あまり突っ込んだ話は、私はしないつもりなんですけど、2004年3月に、こうして冊子が出来ているということは、それ以前からの事ですから、これについてはどの様に、あまり拘らないで新しい物だということで、見させていただいたらいい事だと思うんですけど、やっぱりこういう事は今後あったら、何か、古本屋で本を買ってきたような感じを受けますから。やっぱり、議会とかいうのは、将来の住民のために、いろいろ議論させてもらってますから、あまり古い資料を持って来てもらって、議論するの、何かなとも思いますので、その点、今後そういう事のないようにという事で、何か。

観光産業
課長　　ご指摘のとおり、15年度決算では口頭で報告させていただいておりますが、資料の作成が若干遅れたという事で、提出が遅れたという事で、今後こういう事がないように、我々も進めてまいりたいと思いますので、ご理解の方よろしくお願いします。

小野委員　　最初皮肉ばかりいって、申し訳ございません。そうしましたら、見させていただいて、また、これから皆さんと協力しながら、頑張っていきたいと思いますので、申し訳ございません。

吉川委員　　よくこういう構想とか、いろいろな計画の本をいただく訳やけど、これ、生かしてもらわんと、これ作るのにお金かかっていると思うんや。前にも、農業一番やっていただいている所の、浸かる所の図面とか、いただいた訳やけどね、ただ、これだけ作ってもね、1,000万ほど掛けてやってはるはずや。もう、大分になります。やっぱり、

こうして作った以上は、これに基づいて、これを生かしてもらわんと何にもならんと思うんです。遅れた事については、言うてくれはったんで申しませんけれども、私は是非とも、こうして構想を練り、計画を作った以上は、できるだけこの計画に基づいて進行してもらうように、いくら口でいいこと言ってもらっても、それを実行に移してもらわんと何にもならんと思う。特に斑鳩町、その点でも遅れているように思いますんで、私は、是非とも、この本の、作成、研究、いろいろ調査をしていただいたと思うんです。これを有効に私は、ひとつ活用していただくようお願いをして終わります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、他に、理事者の方から報告しておくことはありませんか。

町 長 皆様方には、既に広報等でもありますように、商工会の共通商品券が7月末をもって、廃止をされたと言うことで、使用期限は平成18年1月末まで、現在の共通商品券は利用できるという事でございます。私どもの関係につきましては、空き缶の関係等について、500個空き缶を潰しますと500円の共通商品券を出していますが、この関係については共通商品券がなくなった段階でエコグリーン商品という形で代えさせていただきたい。また、広報の懸賞についても共通商品券を当選者に渡しておりますが、これもなくなり次第、図書券等に替えていくということで、今、進めております。いずれにしても、長い間共通商品券が町内で、頑張っていたいただいた訳ですが、結果的に、人件費等、いろいろ絡んできますと、赤字になると言う事から商工会の決断というんですか、止めたと言う事で、ご了解いただきますようお願いしたいと思います。

小野委員 この前、そんなんを見てたんですが、商業組合ですね、発行しているの。その解散ということで、これがなくなると。内容は全然、知らなかったからね、ちょっと疑問に思ってたんやけど、商業共同組合が解散したということなのかな。ではないんですか。それあるのか。

観光産業 発行者で、斑鳩町商業共同組合というのを法人化されております。
課長補佐 組合の話によりますと、商品券を止めておりますので、来年の1月31日で交換時期が終わりますので、その精算を終わった時点で解散するという事で聞いております。

委員長 以上、これら各課報告事項については、説明を受け了承したということで終わります。

次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

吉川委員 まず1点目なんですが、三代川改修については11年間ほど、全然動いてないんです。この前も委員会として、理事者も含めて県へ陳情に行っているわけなんですが、この改修の遅れですね、なぜこの位長時間、全然進まないのか、その問題点を、前にも申し上げたと思うんですが、検討をされた事があるのか、それを聞かせてください。

町長 三代川関係の問題等につきまして、議会からもいろいろと陳情いただいていますように、今、現時点でなぜ遅れたかと言いますと、やはり、坂井パイプ、現在のマンションの所までは順調にきた訳ですが、その先の関係等について、喜多興産等ございます。その関係等について、県の方針として、当初は4メートルというものが、喜多興産の方では5メートルか、6メートルという事で、そういう関係等について誤差があったということも、なかなか、その関係等について話合いが出来なかったということで、最近ようやく話をさせていただいているという傾向でございます。それ以上に、私がやはり、その上流部分で家屋

調査等、色々と調査がされておりますから、そういう関係等については用地を買収していく事が一番先決であるということも話をさせていただいて、8月3日の陳情の時も、16年度は1億円ぐらいの予算があるということでございますから、できれば1億円の予算の間でタニガワさん、あるいはヨシザワ、あるいは私の方の関係等、あるいはその周辺の関係等について、話が就くところから用地を買収していくというような事も、今進めています。しかし、難しい問題は、その底地の関係と建物の関係が違いますから、地権者の方とあるいは建物の関係の所有者と話をさせていただかないといけませんから、それらの問題等について郡山土木と私の方の関係とで、個別に当たっていただいています。何とか、今年中には17年度の1億円を消化するべく努力をしていただいで、何件か協力をいただいたら、こういう状況については進んでいくのではないかと。吉川委員の遅れは何かと言いますと、まず最初に、先ほど申し上げました喜多興産等の問題等について、4メートルが、先方では5メートルか、6メートルかということの違いから、なかなか交渉に入れなかったということもございますし、現時点では話合いが進んでいるという状況からみますと、できるだけこの関係等については、議会ともども陳情いただいているように、できるだけ早期に問題をクリアして行って、17年、あるいは18年の関係等について努力をする事が一番大事だと思います。確かに、平成7年か、8年だったと思いますが、それからかなり前へ進んでいかなかった。都市計画決定の関係等については測量等ができたというだけでありまして、それ以後はほとんど出来ておらない。しかし、その件数等について、地権者、あるいは家屋調査等については、一応、皆さん済んでおる、あるいは、この間も小野委員でしたか、質問の中に地籍混乱ということもございますという話もあって、郡山土木の所長から、その関係等についても勢力的にやってまいりたいという話もされてますように、何らかの見通しがついていくんではないかなと考えております。

吉川委員 難しい問題だから、時間も掛かるという事は百も承知なんです、あまりにも時間が掛かりすぎて、毎回同じような事を申し上げて申し訳ないんですが、今のところ大きな災害もないのでいいけど、もし、災害でも起こったら大変な問題になると思うんです。町長言っていたように、出来るところからでも、一応、基本は私も下流からやってくるということは、神南改良された時も申し上げて、みんな了解とっている訳ですから、それはよく分かるんですが、この時点にあつては、下流よりといっても同じような所なので、協力していただける所からでも、この前聞きますと、1億円予算ついているという事ですから、この1億円を有効に使っていただけるように、町、県一体となつて、私は努力をしていただきたい事をお願いしておきます。

それと、富雄川の関係なんです、井堰がたくさんあります。5つか、6つあるみたいなんです、これについてはすいませんが、次回でも結構ですので、もし分かってあつたら教えていただいたらいいんですが、井堰の名称というのか、できたら管理者ですね、どここの水利組合だと思ふんですが、図面で、できたら次の回にも出していただけたらと思ふしますのでお願いをしておきます。

2番目に町道の関係なんです、特にパークウェイに関連して、今度、稲葉のところで岩瀬橋の説明も、まだいただいてませんね。図面で説明をしてもらえるということだったかと違いますかな。この前。

都市整備課長 吉川議員がおっしゃっていただいている所につきましては、都市基盤整備特別委員会の方で、次回図面を提示して説明と言うことでおっしゃっていただいていた件かと思ふしますので、ご了承願いたいと思ふます。

吉川委員 特に聞きたいのは、今現在ある、県水入っている道路ありますね。あの関係が、この間ちょっと聞きますと、吉川さん、白山神社のところから向こうは道なくなってまうんやと、というような話もちょっと聞いたんで、これちょっとひどいなと。あれから、二隆建設の方へ行く

道でも広がったらいいけど、見てもうても分かるように、車軽四、1台通ったら、他の車通れないような所です。そこら、私が一番、気がかりですので、特に、岩瀬橋付近の図面を出してもらいたいということをお願いしているわけなんですから、次の委員会ですか。

(「吉川さん、都市基盤で言うてはった。」との声)

吉川委員　ご免なさい。今は町道との関係があるんでね、私、申し上げた図面については都市基盤ということで、言うてますんで、次でも結構ですので、先ほど申し上げた町道はどうなるのか、ヤマグチさんですか、家も解体されて広がってますけど、今通っている所は、通れるねなと思ってたら、通れないような状態になるんじゃないかと、稲葉の方に聞いたんで、そこらは町道の方との話合いはどないなっているのか。

都市整備課長　吉川委員にご指摘いただいております部分でございます。いわゆる県水道ですが、これにつきましては、現在のいかるがパークウェイの計画路線と一部並行して被っている部分がございます、どうしてもいかるがパークウェイの中に入ってしまうと。白山神社の前辺りがそういう状態になってございます。従いまして、詳しくは図面をお示しさせていただいて、都市基盤でも説明させていただこうと思いますが、吸収される部分につきましては、新たに側道を設けて、機能を回復しようという風な計画がなされております。また、一部分ではパークウェイに取り付けると、パークウェイに出入りができるという風な形で取り付くという部分もございます。以上でございます。

吉川委員　また、図面で説明するという事なので、この件はこれで終わっておきます。次の機会に、白山神社の前、喜多さんの家だと思うんですが、立ち退きなるみたいですが、どうい道路になるのか、説明をお願いしたいと思います。

次に、道路パトロールをしていただいている訳なんです、パトロ

ール中に気付かれた点について、改良を、また改善をしていただいた件について、何件くらいあったのか、できたら4月1日から8月末まで、教えていただきたい。

建設課長 道路パトロールにおけます実施状況の中での関係についてであります。特に一番多いのが路面の補修と言うことで、特にレミファルトによりまして舗装復旧をしているというのが一番多御座います。これについては40件ほどあるんですが、その他、標識関係、また、交通安全対策上の関係につきましてはミラー、防護柵等がございます。それぞれ併せますと、55件の関係についての補修を行ったという形でございます。舗装の関係につきましても、その中でレミでいかないという形で、舗装補修という形で行ったのが6件ございます。主に多いのが路面の補修というのが一番多ございます。以上です。

吉川委員 特に、神南から稲葉へ行くところですね、通学路ということで一段高くしていただいている訳なんです。雨が降ると水が溜まります。今は見てもうたら分かるように草がいっぱい生えている訳ですね。その草が、砂利というのか、砂をあれしてますんで、流れないという悪循環で、私は、車が通ると学生が通っても水が跳ね上がるというようになっておりますんで、これについては早急に、パトロールしてくれてたら、目に付かんはずないと思うんやけど、もうやってくれるやろ、やってくれるやろと思って、思っても全然やってくれないんで、痺れを切らして、この間課長にお願いした訳なんです。やはりパトロールしているんやから、そういう点をやっぱりはつきり見てもらって、原因はどこにあるのか。みな、道路から歩道のところへ、歩道の下に水路がありますんで、流れるようになっているんやけども、その穴がみんな詰まっている訳なんです。年に1回は神南、稲葉でやるんですけれども、1回くらいでは到底無理な話で、是非ともこれは、やっぱりパトロールももうちょっと気をつけて、私は、やってもらおうようにお願いをしておきます。

次に、168号線、これ図面、いただいている訳ですね。図面いただいたんで、この説明は結構なんですけど、私は斑鳩町として、この改良に対して、どういう、やっぱりある程度、私らと違って担当の方は専門の方やと、私はそう思っている訳なんですけど、やはり斑鳩町として、こうやってほしいという要望をね、私は、なんぼ国がやり、県がやってもすべきだと思うんですが、どういう要望をされたのか、聞かせていただきたい。

建設課長

168号線については、議員からも、また住民からもいろいろ聞いておるところでございます。特に、168号線につきましては、北進する車、また南下する車については、特に、竜田大橋の橋詰につきましても、特に渋滞する箇所でもございます。それと併せまして、168号線については、歩道がないという形で、通行者についても危険な状況であろうということで、我々も認識しておりまして、県に対しましては、毎年ではありますけども、168号線全体の改修計画という形をお願いしておりますし、また併せまして、この交差点改良につきましても、我々と地権者の方との関係もございまして、地元との協議もさせていただきまして、またそういった中で、地元協力を得ながら今日のこの用地買収という形で、漕ぎつけられたという風にも認識しております。委員が申されるように、用地の確保というのは一番大きな問題でありまして、本来でありますと、やはり交差点の中での右折ラインなり、また歩道の確保というのは、用地の確保が一番大きな問題となってくるものでもありますし、本来でありますと、これについても本来の確保ということになりますと、相当距離も必要となってきます。ですから、この交差点改良についても、ある程度暫定的なものでありますので、今後、我々としても、168号線の改良に向けて要望もしていきたいという風に考えております。

吉川委員

やっぱり、立ち退いてもらうお金でも、3億ということで聞いております。よく協力していただけたなと喜んでいるところですが、イノ

ウエさんなんか、移転先で家を建てていただいているようです。この改良をやっぱりやるときに、暫定というのじゃなしに、この区間だけでも、将来に向かってのちゃんとした道路にするやという意気込みでやってもらわないと、えらいお金かけてやってもらっても、今度、これではちょっと、これが歩道やと思うんですが、平群向いて行く路線ですね、この区間だけでもですね、やっぱりちゃんとした設計をし、また、将来に向かっての安全対策も考えて、私は工事をやるべきだと思うんです。今仮に、3,000万、4,000万、仮に余計にいったとしてもですね、次というような言葉は考えられないと思うんです。だからこの際、県へも国へも働きかけてもらってですね、ちゃんとした交差点になるように、最大の努力をお願いしたいと思います。これはお願いしておきます。是非ともやってください。ここまでやってもらったんやから、税金使ってやるんやから、活かすようにしてもらわんといかんと思う。金は要っても、みんなの為になる工事やったら、私は皆さん理解してくれはると思う。是非ともその点を考えていただきたい、かように思います。

もう1点。17年度の県の予算、斑鳩町内の県の予算。もう、今は全部把握しておられるのか。できたら、生駒郡の関係、斑鳩町に近いところの道路、河川等について、把握しておられるんなら、お教え願いたいと思います。17年度も半分経ちますわな。どのぐらい、17年度で予算がついてあるのか、また、執行を今現在してもらっているのか、分かる範囲でお教えいただきたいと思います。

都市建設
部長

先の質問に戻らせていただいて、交差点改良の分ですが、交差点としては正規の形で取られている訳であります。ただ、先ほど建設課長から、延長の関係で、もう少し延長できればというところ辺で、お答えさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

それと、ただいまの質問なんですが、平成17年度の県予算の関係でございますが、担当としては、各箇所付けされた箇所の予算については把握をさせていただいております。ただ、この金額について担当

の方からも聞かさせていただいておる訳ですが、一部工事関係については外へ出させていただいている部分があると。しかし、用地または調査等の関係については、全体に対する公表といたしますか、流動的な部分がありますので出させていただけないと、いうようなところ辺で聞かせてもらっておりますので、その担当として把握させていただいている金額についての報告ということについては、申し訳ない部分がある訳ですが、差し控えさせていただきたいということで、ご了承願いたいと思います。

吉川委員 それはなぜ、工事、この区間はこれだけ付いてあるということをね、公表できないんですか。北葛の関係やったら、全部書いてある、細かく。金額まで。高田斑鳩線も、斑鳩町の部分と違うけど、広陵、河合町、みな、細かく書いているのに、こっちの分は全然把握できない、公表できないというのは、私、どうも不思議でならん。なぜ出来ないのか、教えてください。

都市建設 県として、先ほど言いましたように、工事関係について一部出させていただいている部分があるということでは確認をさせていただいております。委員がお持ちになっておられる資料については、承知はいたしておらない訳ですが、その部分については承知していないというところ辺で、答えさせてもらいようがないというようなところでございます。担当としては県の担当から聞かさせていただいているということについて、それを公表していないということで、差し控えてほしいということ言われている部分がありますので、県の担当者との信頼関係もございまして、ご理解をいただきたいと、このように思います。

吉川委員 高田土木の関係は全部、図面まで示して、37箇所、全部書いてまんねや。それがなぜ、郡山土木はできないのか、私は不思議でならん訳や。

都市建設
部長 現在はそういう事で、土木事務所の方から聞いている訳で、そういう事で、昨日、こういう事でちょっと委員の方からお伺いをいたしまして、土木にも早速確認をいたしております。そのことについては、多分、本課の方にも上がっていると理解しています。そうしたことで、土木事務所全体の対応も、吉川委員のご指摘によって、対応も変わってくるかなと、このようには思っています。

吉川委員 これ以上議論してもあれですので、私なりに聞ける範囲は聞いてみたいと思いますが、どうも県に対して弱いというか、言葉悪いか分かりませんが、間違っているかも分かりませんが、どうも弱いように思う。それが、三代川、富雄川の工事の関係にも影響しているんじゃないかと。私はやっぱり、斑鳩町にも生駒郡の県会議員が居られるんやから、県会議員通じてでも、調べようと思ったら、調べられると思うんですよ。今後、議会で県会で審議されて予算通ってんねから。私は出してませんけど、町民にはそういう事を知らせて、斑鳩町は今度、これだけこの予算でやってもらいまんねんと、皆さん、心配していただいている道についても、安全対策、こうしてやってもらえんねやと、やっぱりそういう説明も、私はしたい訳ですわ。それを全然教えてもらえない、しかし、私は予算の何もらっているからでんな、斑鳩町内については大方、分かりますが。年に1回だけ、予算の通ったときに説明してます。それができないというのは、どうも、気に入らんね。県に対しての、うまくはよう言いませんけど、遠慮があるように思うんですよ。先ほど部長がおっしゃったように、お互いに信頼関係も大事です。それはよく分かるんですが、予算通って分かっているやつやから、それを言いたいのは、仮に、えらい失礼やけども、斑鳩町内で県の予算ついてある、それを建設課、道路関係だったら建設課知らないということでは困ると思うんです。やっぱり知って、県で予算つけてもうているんやから、斑鳩町も協力するから、早くやってほしいという、やっぱり、陳情、また、要望を、やってもらいたいと思うんで

す。それが、私は、いつもお願いしている遅れの原因になっているのと違うかと、そう思う訳です。だから、是非とも把握してもらって、斑鳩町に関係のあるものについては、斑鳩町も一緒に努力して、予算見せてもらってんねから、やっぱり執行してもらわんといかん訳やから、執行できるように、是非とも今後、努力をしていただくよう、お願いして終わります。

委員長 他にございませんでしょうか。

小野委員 吉川委員の質問で関連で2点聞かせていただきたいと思います。

パークウェイに関連する図面の話の中で、都市基盤の委員会で、ということで、約束されてるのかな、という事で聞かせていただいておったんですが、まず、その、白山神社の横の県営水道の所有の道路なんです、あれは町道であるのかどうか、という事も確認しておきたいというのと、また、あの道路が町道であるんだったら、やはりこの建設水道常任委員会でも関連してきますので、都市基盤、この中で都市基盤2名の方がいっておられる。私はいってないんです。そしたら、今度その、とりあい道路とか云々のことで認定の問題も出てくると思うんです。そしたら、やはり、早い目に、そういう都市基盤整備特別委員会でそういうことも、委員さんから提出をされるという事が分かってるんだたらね、何も全く違う委員会じゃないんです、メンバー的にも都市整備課長とかみんな来ておられるんだから、それについてももうちょっと出していただきたい、この委員会にも出していただきたい。都市基盤整備特別委員会はまだ日程も調整されていない段階ですし、そういう事が議論されてたら、関連する常任委員会にも色々説明しておく方が、理解を深めやすいと、私は委員として申し上げるんですが、その、今、色々議論されてた中の、白山神社の前、あそこに県営水道用地というんですか、そういう道路があるんですが、あれは、町道に認定されているのかどうか。所有権は県営水道と、確か、なっていると思います。明示関連についても、今まででしたら郡山土木か

ら来ていただいたと思うんですが、その点の扱いはどうなんですか。

建設課長　　ご指摘の関係についてでありますけれども、この路線については町道という、認定されたものであります。

小野委員　　是非ともその道路についてもパークウェイの進行のときに、進んでいく時に、また、町道認定の変更等出していかなければいけないやろし、前もって計画をお示し願いたいなど、そのようにお願いしておきます。

それと、竜田川交差点の改良です。計画図で、ちょっとあんまり認識がないので、ちょっと中途半端な質問するかもわかりませんが、まずね、この右折レーン、右折レーンとして称される分、これは延長いくら位あって、何台くらい右側へ逃げられるというか、これは何台くらい入ると考えておられるんですか。

建設課長　　右折レーンの台数の確保という事ですねけれども、この関係については、5台程度という形で聞いております。

小野委員　　何メートルあるんですか。

建設課長　　誘導線から含めると、上の方に書いておるんですけれども、境界工という形で書いておりますけれども、だいたい43.8メートルございます。

小野委員　　なんでそっちの方の境界工の43メートルをもってくるのかな。私は、このナンバリングふってある、NO1からNO3くらいまでが右折レーン、この図面の見方して、境界工は43.8メートル、これは計画されている。境界工というのは、歩道と民地との延長です。だから、この、路面としての、ナンバリングうってあるんやから、NO1から、だいたいNO2、NO3まで来てるんやから、普通、図面見た

らすぐ分かりますよね。ナンバー、ナンバーと言ったら20メートルですかね、それで考えていくんですが、僕は自然だと思っんです。境界工の43メートル、それで後退ということは、8メートル位の感覚やと思う。それで、これがね、先ほど、まだ暫定的な改良じゃないのかなという見方もしてたし、説明では、168全体の改良から言ったら部分的な改良になるのかなと思ってるんですが、その、NO3あたりで、歩道が民地へ当るんですよね、これについて、そこの歩道が狭くなるんですね。今回、これだけでも歩道、歩く方は通れるんだと思っんですが、そういった意味で、いつも東小の前の道の時も色々議論した時に、歩道が確保できなかつたら道路できないんやという、それはまあよろしいんですけど、これは暫定的に狭くなってる状態で、改良工事をこういうようにされているのか、やはりこれからまだ真っ直ぐ延ばして、歩道としての幅員は確保するという計画があるのかどうかという事ですが、その点についてはどうなんですか。

建設課長 この路線の全体については、まだ定まってないという風に聞いております。ただ、この、交差点改良するうえで、関係者の方にお集まりいただきまして、用地の協力も個々にお問い合わせもしてきました。そういった中で、協力いただける部分については、こういった形で、グリーンというんですか、色によって、車道の右折レーン、また歩道部分について、拡幅という形になります。ですから、先線については、今後町としても全体計画の中での位置づけとして、要望をしているという事ですので、今回のこの交差点改良については、今の、この、実施されている部分についてをされるという事でご理解いただきたいと思います。

小野委員 それと、お叱り受けると思っんですが、基本的な事聞きます。計画が出来てる、それから、用地買収についてはほとんどが、この分については終っている。そしたら、工事発注については、いつ頃という風に。

建設課長 工事発注についての時期的な問題なんですが、その前に用地、また、建物補償等については、契約が完了、全部されております。ですから、今現在、このお家でお住まいになっている関係について、家を新たに求めて、建てていただいていると、手続をされているという状況ですので、その建物が建てられて、移転をされて、解体が全体的に完了すれば工事を発注される。ですから、まだ、いつと言われますと、我々としては聞いているのは、18年度になるのかなという風に聞いております。

小野委員 いつという、何年度かなという事で聞かせていただいたらそれよろしいんですが。それとね、もう一点、この交差点改良についてお聞かせ願いたいんですが、国道25号線と国道168号線は同じ国道でも管理が違うんだと思うんです。そうした時に、交差点改良というのは、上部といったら言葉あれやけど、国道と県道やったら国の方でやるのか、事業体がね。その点についてこの今の計画図というのは、国なのか県なのか、その点について教えてほしいんですけど。

建設課長 この交差点につきましては、県の事業という形で事業をされております。

小野委員 という事は、この土地、西へ行く県道ですし、168号線が県の管理国道というんですか、県が色々改修やってきているから、県事業という事で国がタッチしないという事で。

それと、もう一点なんですが、12時回ってますので申し訳ございません。今度の一般質問の中で、松田議員が色々難しくというんですか、先ほど委員長も観光産業課長という事でおっしゃられてたと思うんですが、観光施策としての農業振興という事で、それが、松田議員としては曖昧だというような感覚で、意見を申し述べておられたし、私もその通りじゃないのかなと思うんです。その点について、確かに

松田議員が質問されて、すぐですので、それからすぐどうしたんや、という話はしません、今後、この委員会で色々その点について議論を深めていきたい、私は思っどるんです。その点について、何か今の時点での感想があれば、担当とどう思われているのか、お聞かせもらいたいんですが。

観光産業課長 農業と観光、商工も同じなんですけれども、連携とった形で今後進めていきたいと。その中で、先ほど配布させていただいております、観光・商工の関係、こういった構想とられているわけなんで、ここへ農業、農業観光、といった形も加えて、考えていきたいなという形で思っているところでございます。

小野委員 そういう事だと思います。こちらの方で、観光と商業、それをまちづくりという事で、こういう表題もありますし、せっかくね、先日松田議員がああいう形で一般質問されておりますし、それで、やっぱり農業振興という形にもっていく、発展させていくビジョンといたしますか、是非とも一緒に頑張らせていきたいと思っておりますのでよろしく願いします。

浅井委員 ちょっと2つ聞きたいんですけれども、先ほど町長の方で、喜多興産のところの、4メートルと5メートルと言われたんは、川幅を言われているんですか、それともあこの・・・部分を言われているのか、ちょっと私理解しにくいんですけど。

建設課長 先ほど出た、町長の方から説明したんですけれども、川の左岸堤防というんですか、家を建てるほうなんですけれども、そちらの方に道路が必要という事があります。県で考えていただいているのは、2メートル50の部分という形で考えていただいております。ただ、施主さんがおっしゃるのは、6メートルの道路をつけてほしいという要望をされております。そういった関係の位置づけという事で、町長の方から

答弁されたという事でございます。

浅井委員 川幅は6メートルで、左岸側の道路が6メートルという事で、あれ、笠目行く道ありますわな、あの間距離はしれたるし、それを横断して、まっすぐ駅へ向いて6メートルでいくという事ですか。

建設課長 すいません。県の考え方と言いますのは、先ほど言いましたように左岸堤防側で4メートル50の道路を設置するという形で提案をされてます。ただ、喜多興産の方から言われているのは、6メートルをつけてほしいと言われてますので、ただ、全線という形ではおっしゃっておりませんので、委員がおっしゃっている、安堵へ行く道があるんですけど、その関係やと思うんですけども、それをするとやっぱり一つは、下流域全部するものか、という問題も起こってこようし、また上流の問題も今おっしゃってるように、井堰の関係どうするのかということもありますし、ただそしたら、6メートル必要かという形のものもありますし、県としての考え方は今のところは先ほども言いましたように4メートル50の道路を基本に、地元の方へも説明をされておりますので、そういうことで計画されています。

浅井委員 今、言われている事は、初めから左岸側で道路をつけるという事で、あれを、占用をとった場合、道路が左岸側になかったら、道のこういう、関係になってきて、やっぱり向こうで、東側に道つけるのは県道へ真っ直ぐやと聞いてましたけども、喜多興産のところでちょっと、明示の方でもめたるという話、みんなしてどないなりますの、と言われるし、私はちょっともう一つ聞くのは坂井パイプのところの、あの今新しいマンション建ったのは、舗装してますわな、堤防。県の河川敷まで全部舗装して、車、今たくさん停めてますやん。あれは、県の河川がなんぼあって、その残りがあれ建てた人が出して、その上を舗装して、車停めてるのか、それとも、坂井パイプの北側の住宅、今残ってますの、7件ほどありますな。あれは、どっから入れるようにして

あの家建てられたんか。堤防つとて、現在入っておられますやろ、どっから入る確認とってはるのか、ちょっとそれ、聞かせてほしい。この間、堤防の補修、私言いましたやろ、そしたら県からやったと聞きました。あこの方誰かが県へ言って、県から、堤防が穴開いて空洞化になったると、足つつこんだら危ないからやってくれ、というの、私も役場へ言ったと思う。現在もう出来てますけども、これは役場したんか、と言ったら、いや、違う、という話から、あの近所の人も県へ言って、県からしたという話ですけれども、あこの方の進入路はどこですか。私、あの堤防から入ってるの聞きます。

建設課長 今、ご質問いただいている、補修の関係なんですけれども、これは、マンションですか、建てられた、開発された当社の方が舗装されているという形です。もう一点の質問は、その北側の住宅の関係だったと思うんですけど、本来、あの前に橋がありますので、そういった形で橋を通過の占用という形だと思んですけども、北側については、はっきりした、我々ちょっと状況ですか、書類等確認できておりませんので、また、後ほど確認してご報告したいと思えます。

浅井委員 北側の方、7軒ほど入る道の確認分からんというので、いっぺん、それ聞いてもらうのと、喜多興産は6メートル言っってはるのは、あこは、今スラブ打って川の上全部駐車場にしておられます。その問題でこの話は生じたと、私は解釈してますねけども、もしかあの橋を割られて、向こうで6メートルをつけてほしいと言われたら、あこのあの建物はだいぶに、欠けるわけですな、そう思うんですけど、そのの、やっぱり補償も出てくる、だいぶ大変な問題と違うかなと思えます。ちょっとその点。

建設課長 今質問されてる、道路幅をとるために、大変な事業になるという事なんですけれども、本来、この河川の改修については、それぞれお住みになっている、上流の方もみなそうなんですけれども、やはり今、

狭い道路を土地を提供いただいて事業をしていこうという形ですので、皆さんそれぞれが大変なご協力をいただかなければならない、という風に我々は認識しております。

浅井委員 今、課長、答弁いただきまして、できたらそれを協力していただけるねやったら早くね、6メートルでも、向こうの言われる通りして、一日も早く改修工事してほしいと。これに付随して阿波の方の県の事業で、阿波の、宅地はだいたい県が買い上げされたと。農地の交渉に入った時には、やはり三代川改修工事、下からやってきてくれと、買い上げただけ、まだできへんやん、という問題が、ちょっと聞いてますので、これも吉川委員さん言われたように、どこまで予算組んでいただけるのか分からないけども、一日も早く改修工事できるように、私も地元で皆さんに聞かれて、どない返答していいのか分からんと。ここが解決つかへん、いや、もうついた、という人ありますし、大変難儀しておりますので、できるだけ早く、この解決ができるように努力していただきたいと思います。以上、それだけです。

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるようお取り計らいをお願いいたします。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査としての、先進地視察計画についてですが、本委員会終了後にご相談させていただきたいと考えておりますので、委員皆さまにはよろしくお願い致します。

以上をもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午前12時15分 閉会)